

京都大学	博士（人間・環境学）	氏名	徐東帝
論文題目	「京城都市構想図」に関する研究		
(論文内容の要旨)			
<p>京城の市区改正が行われた1910年代前半の時期は資料も限定的で間接的なものに限られており、都市の計画や変遷に関して、その全体を対象にする研究は少ない。</p> <p>本研究は京城を描いた一枚の都市図の発見から始まったものである。朝鮮総督府司法部長官などを務めた倉富勇三郎の日記を出版する過程で、倉富家に所蔵されている多数の写真資料の中にこの都市図が含まれていた。都市図は、台紙にかぶせ紙付きの写真版のものであり、かぶせ紙には㊟印が押されている。しかし、図そのものには制作者と制作時期の記載がなく、倉富の書き残した資料からもこの都市図が制作された事情はうかがえない。本研究ではこの図を「京城都市構想図」と名付けている(以下「構想図」と略する)。「構想図」は単一建物だけではなく都市全体を視界に入れており、王宮である景福宮を中心に京城の様子が描かれている。これは日本による植民地都市の計画がみられる資料として、また、植民地支配の象徴的存在であった建築の計画がみられるものとして、建築史・都市史の分野で重要な意味を持つ。本研究はこのように一次資料として重要な意味を持つ「構想図」の制作者、制作時期と、この図のもつ意味、さらに、そこに描かれた総督府庁舎、総督官邸について考察したものである。</p> <p>第1章では、まず「構想図」の制作者と制作年代について論じている。1912年6月の太平通の道幅の計画に関する記事と「構想図」に描かれている道幅、1912年の禁川の流路に関する岩井の証言と「構想図」に温存されている禁川の位置から、1912年6月から12月までの間に「構想図」が制作されたことを明らかにしている。また、総督府新庁舎の初期計画が描かれていること、朝鮮ホテルの設計に見られる中心軸の設定と「構想図」に描かれたその表現、そして落款(G d L)により、ドイツ人建築家デ・ラランデがこの「構想図」の制作者であることを示している。この「構想図」は、エンデ、ベックマンの東京官庁集中計画のように宮闕から南大門停車場までを主軸にし、その軸上に総督府所属官衙、市役所、郵便局が計画されていることを指摘している。しかし、当時の京城の市区改修計画の流れの一部乗りながら、エンデ、ベックマンの計画とは違い、既存道路を活かした道路網を計画し、さらには既存水系を活かした水辺空間を計画しているなど、実現されはしなかったが、時代に先立つ計画であったことを述べている。</p> <p>第2章では、「景福宮敷地平面図」(以下「敷地平面図」と略する)を用い、禁川の南側に総督府庁舎があることを指摘し、これと形や規模が一致する総督府庁舎の「地階平面図」が韓国の国家記録院に所蔵されていることを見いだしている。この「地階平面図」には、国枝博が書いた報告書に載せられているコの字型の階段の中央に昇降機がある図と同じものが描かれていることを指摘し、このことから「敷地平面図」が1912年11月から12月の間に制作されたことを明らかにしている。これは「構想図」の制作時期とほぼ</p>			

一致するが、竣工した庁舎の形に近い「敷地平面図」の方が「構想図」の後に制作されたと推定している。

両図は景福宮の既存建物を一部残す計画であり、保存される建物が一致していることを見だし、両図に描かれている総督官邸について、規模は異なるが、建物の形や官邸周辺の施設などが類似することを明らかにしている。さらに、禁川の南側に位置する総督府庁舎、宮内循環路の一部や庁舎を横切る進入路など類似する部分が多数存在することを指摘している。それとともに両図に描かれている総督府庁舎の設計顧問としてデ・ラランデは囑託されており、庁舎以外に博物館や官邸の仕事を続けていたことを踏まえて、「敷地平面図」に彼が関与したと考えられることを示している。

一方、「構想図」と「敷地平面図」における総督府庁舎の配置と竣工した庁舎の配置が異なることを指摘し、また、両図の総督府庁舎の方位が異なっていることから総督府新庁舎の配置の最終決定はデ・ラランデの死後であったことを明らかにしている。さらに、宮殿の中心建物軸に庁舎の中心を合わせる配置は、両図と竣工した庁舎において共通していることを見だししている。

第3章では、総督官邸について論じている。朝鮮で日本統治期に総督官邸として実際に建てられたのは、1939年に竣工した景武臺総督官邸が最初で最後である。しかし、京城内に官邸を建てる計画は統監府時代からあり、当時日本を代表する建築家に任された。併合して間もない時期に制作された「構想図」、「敷地平面図」には総督府新庁舎だけではなく総督官邸も描かれており、その当時、官邸計画が進んでいたことを指摘している。

その官邸計画は、「構想図」では最も詳細な表現が施されており、総督府庁舎だけが注目されてきた「敷地平面図」にも「構想図」と同位置に同様の官邸平面図が配置されていることを見だし、両図を詳細に比較して、多くの類似性を持つ建物であることを明らかにしている。また、「敷地平面図」に一致する総督官邸の平面図を含む6枚の図面を記録院資料の中から発見し、それらの図にもその類似性を明確に読み取ることができていることを見だししている。また、それらの図にはデ・ラランデが設計した朝鮮ホテルと類似する部分が多くみられ、「構想図」、「敷地平面図」の総督官邸計画、そして、記録院の総督官邸図面に一貫してデ・ラランデの関与があったことを明らかにしている。

(論文審査の結果の要旨)

本申請論文は朝鮮総督府司法部長官などを務めた倉富勇三郎の家に所蔵されていた「京城都市構想図」(以下「構想図」と略する)に関する研究である。「構想図」には京城全体が詳細に描かれており、日本の植民地都市の計画がみられる資料として第一級のもので、本論文はこの資料に関する初めての論考である。

論文は3章からなっており、第1章では、まず「構想図」の制作者と制作年代について論じ、さらに、この図の意味を当時の他の都市計画と比較して明らかにしている。制作年代については当時の計画に関する新聞記事などを博捜し、1912年6月から12月までの間に制作されたことを明らかにしている。また、落款(G d L)ばかりではなく、朝鮮ホテルの設計に見られる中心軸の設定と構想図に描かれたその表現の同一性を発見し、それらのことから「構想図」の制作者が建築家デ・ラランデであることを明らかにしているのは著者の慧眼といえる。一方、この構想図が、エンデ、ベックマンの東京官庁集中計画のように宮闕から南大門停車場までを主軸にし、その軸上に総督府所属官衙、市役所、郵便局が計画されているという重要な指摘をしている。当時の京城の市区改修計画の流れに一部乗りながら、東京官庁集中計画とは違い既存道路を活かした道路網を計画していることを見だし、さらには既存水系を活かした水辺空間を計画しているなど、実現されはしなかったが、時代に先立つ計画であったことを示し得たことは、日本における近代の都市史を描く上でも重要な論点を提供しており、高く評価できる。

第2章では、「景福宮敷地平面図」(以下「敷地平面図」と略する)を用い、そこに描かれた総督府庁舎と形や規模が一致する総督府庁舎の「地階平面図」が韓国の国家記録院に所蔵されていることを発見し、この「地階平面図」には、国枝博が書いた報告書に載せられているコの字型の階段の中央に昇降機がある図と同じものが描かれていることを見だし、これは著者による資料の博捜と緻密な分析を端的に示している。そして、このことから「敷地平面図」が1912年11月から12月の間に制作されたことを明らかにしている。

また「敷地平面図」と「構想図」とを詳細に比較し類似点の多いことを見だし、総督府庁舎の設計顧問としてデ・ラランデは嘱託されており、庁舎以外に博物館や官邸の仕事を続けていたことを踏まえて、「敷地平面図」への彼の関与の可能性について述べている。両図における総督府庁舎の位置と方位について比較検討し、宮殿の中心建物軸に庁舎の中心を合わせる配置は、両図と竣工した庁舎において共通していることを見だし、また総督府新庁舎の配置の最終決定はデ・ラランデの死後であったことを明らかにしている。これらのことは従来から数多くなされてきた総督府庁舎の設計に関して確実な資料をもとに論じたものとして評価できる。

第3章では、総督府官邸について論じている。「構想図」に描かれた総督官邸から「敷地平面図」の同じ位置に類似の平面で描かれている建物図面が総督官邸であることを指摘し、一方、韓国の国家記録院に保存されている総督官邸の平面図を含む6枚

の図面も「敷地平面図」に一致することを見いだしている。その総督官邸は前面に門衛所を持つコの字型の建物で、後ろにテラスを付設する計画になっている。特に立面図に関しては、デ・ラランデが設計した朝鮮ホテルと類似する部分が多くみられ、「構想図」、「敷地平面図」の総督官邸計画、そして、記録院に保存される総督官邸図面に一貫して、デ・ラランデの関与がうかがえることを明らかにしている。「構想図」の発見により、従来バラバラであった資料を一つの観点から関連づけて見るできるようになり、総督府庁舎や総督官邸の設計過程についてさまざまな事実が明らかにされた。これは著者の膨大な資料収集の結果であり、今後の日本近代都市史研究にも大きく寄与するものと考えられる。本研究はこの点において高く評価できる。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成27年1月15日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日：2015年3月25日以降